



平成22年7月15日

各 位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス
(コード番号8889 大証ヘラクレス)
代 表 者 代表取締役社長 大村 浩次
本 社 所 在 地 東京都中央区京橋一丁目1番5号
問 合 せ 先 常務取締役 石川 雅浩
T E L 0 3 - 3 2 3 1 - 8 0 2 0

株主代表訴訟の判決確定に関するお知らせ

平成20年10月30日付「株主代表訴訟のお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主3名(上告審時は1名、以下「原告」という。)より、当社取締役2名および元取締役1名に対して提起されていた損害賠償を請求する株主代表訴訟(以下「本件代表訴訟」という。)について、本日、最高裁判所第一小法廷より判決が言い渡され、当社取締役2名および元取締役1名の勝訴が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決のあった年月日

平成22年7月15日

2. 訴訟の経緯

原告より、当社が平成18年6月に1株あたり5万円で取得した株式会社アパマンショップマンスリーの株式取得価格が不当であるとして、当時の取締役3名に対し、当社に対して与えた1億3004万円の損害を賠償するよう求める株主代表訴訟が提起されました。

平成19年12月4日付東京地方裁判所(平成18(ワ)第22156号)判決(以下「第一審判決」という。)においては、取締役の意思決定の過程に不合理・不適切な点があったと認定する事はできず、取締役としての善管注意義務・忠実義務違反の事実は認められないとして、原告の請求が棄却されました。

平成20年10月29日付東京高等裁判所判決(以下「原審判決」という。)では、原告の請求を棄却する旨の東京地方裁判所判決を一部変更し、当時の取締役に対して、当社に1億2640万円の損害を賠償する事を命じた判決がなされました。

当社取締役2名および元取締役1名は、原審判決には経営判断の原則の解釈の誤り、法令解釈適用の誤りが有るものとして、上告しておりました。

3. 判決の内容

判決の概要は以下の通りです。

- (1) 原審判決中、取締役2名および元取締役1名の敗訴部分を破棄する。
- (2) 前項の部分につき、原告の控訴を棄却する。
- (3) 控訴費用、上告費用等は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

本件判決により、当社取締役2名および元取締役1名の勝訴が確定いたしました。なお、本件代表訴訟は株主が当社取締役および元取締役を訴えていたものであり、当社の業績には影響はありません。

以上